

スポーツコンベンション開催助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」という。）において開催されるスポーツコンベンション（以下「スポーツコンベンション」という。）に対し、その運営に必要な資金の一部を助成することに関し必要な事項を定め、スポーツコンベンションの開催を促進し、もって本市域の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象となるスポーツコンベンションは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 九州大会以上の規模で開催されるスポーツ競技大会。
 - (2) 九州規模以上で開催される競技団体主催の合同合宿や練成会。
 - (3) 熊本市内の宿泊施設における県外からの延べ宿泊者数が100名以上のもの。なお、宿泊者は選手、役員、引率者、保護者等の大会関係者とし、一般の観客等は含まない。
 - (4) 熊本市、熊本県及び熊本県観光連盟から助成金等の金銭の交付を受けていないもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市域の活性化に大きく寄与するスポーツコンベンションであると代表理事が特に認めるものは助成の対象とする。
- 3 次に掲げるスポーツコンベンションは助成対象としない。
- (1) 営利を目的とするもの。
 - (2) 公序良俗に反するもの。
 - (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
 - (4) 助成金交付振込先が団体名義ではないもの。
 - (5) その他代表理事が適当でないと認めるもの。

(助成金額)

第3条 助成金額は、次の各号のとおりとする。但し、1万円未満は切り捨てる。

- (1) 宿泊証明書による延べ宿泊者数に応じて、下記の表に該当する額とする。

県外からの 熊本市内 延べ宿泊者数	100名 以上	300名 以上	600名 以上	900名 以上	1,200名 以上	1,500名 以上	2,000名 以上
	300名 未満	600名 未満	900名 未満	1,200名 未満	1,500名 未満	2,000名 未満	
助成金額	5万円	10万円	15万円	20万円	35万円	50万円	65万円

- (2) 大会規模により下記の表のとおり限度額を定める。但し、延べ宿泊者数が2,000名を超える場合は特例として下記の区分に制限されない。

大会規模	九州	西日本	全国	国際
限度額	15万円	30万円	50万円	65万円

- (3) 前条第2項により代表理事が特に認めるものについては助成金額を別途定める。なお、この場合の助成金額の上限は、スポーツコンベンション開催総経費の20%以内とし、100万円を限度とする。

- (4) 前条第1項の条件を満たし、なおかつ新規で熊本市を定置開催地とし、全国大会以上の規模で開催されるスポーツコンベンションについては、初年度に限り助成金額を別途定めることができる。なお、この場合の助成金額の上限は、スポーツコンベンション開催総経費の20%以内とし、200万円を限度とする。
 - (5) 前条第1項の条件を満たすスポーツコンベンションで、平日の延べ宿泊者が1,000名以上の場合、第1号及び第2号により算定された金額に20%を乗じた額を加算する。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金額は当該スポーツコンベンション総経費の2分の1の額を上限とする。但し、1万円未満は切り捨てる。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該スポーツコンベンション開催予定1ヶ月前までに次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 開催計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第5条 代表理事は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて実施する調査により、助成金交付の決定を行うものとする。
- 2 代表理事は、前項により助成金交付の決定を行ったときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

- 第6条 申請者は、当該スポーツコンベンション終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。
- (1) 完了報告書（様式第3号）
 - (2) 収支決算書（別紙1）
 - (3) 宿泊者数証明書（別紙2）
 - (4) 大会資料等スポーツコンベンションの開催状況がわかる資料
 - (5) その他代表理事が必要と認める書類
- 2 申請者は、当該スポーツコンベンション終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは、遅延理由書（様式第4号）を提出し、その事由について報告しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断したときに限り、当該スポーツコンベンション終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

(交付額の確定)

第7条 代表理事は、前条の報告を調査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書(様式第6号)により、代表理事に助成金の交付を請求するものとする。

(交付)

第9条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第7条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

(中止等)

第10条 申請者は、第5条第2項により助成金の交付決定を受けたスポーツコンベンションを中止し、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書(様式第7号)を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
 - (2) 第6条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第6条第2項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
 - (3) 第6条第1項に掲げる完了報告の内容が第2条第1項の各号に掲げる要件を満たしていない場合。
 - (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
 - (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。
- 2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることができる。
- 3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要項は、平成17年10月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年9月1日から施行する。

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。